

指定及び更新の申請時における確認事項について

○指定及び更新の申請時における確認事項について

「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用（平成20年3月21日付け厚生労働省健康局水道課長通知）」により、事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条）に従い、当該事業者が適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するものです。

このため、指定及び更新の申請時においては「川口市上下水道局指定給水装置工事事業者確認事項」を提出してください。

なお、ご提出いただいた確認事項のうち公表することに同意いただいた項目については、水道利用者が当該事業者を選定する際に有用となる情報提供の充実を図るため、上下水道局ホームページにおいて公表する場合があります。

【指定給水装置工事事業者確認事項】の内容

- (1) 講習会受講実績
- (2) 業務内容等
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況